

育児休業掛金免除（変更）申出書

会員氏名	福利 太郎		共済組合員 等記号番号	公立高知	1	2	3	4	5	6
所属所 住所	〒 7800035 高知市〇〇234		所属所名	〇〇〇中学校						
育児休業の期間 (変更後の期間)	令和 4 年 5 月 20 日から 令和 5 年 3 月 25 日まで (令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで)									
掛金免除対象期間 (変更後の期間)	令和 4 年 5 月分 から 令和 5 年 2 月分 まで (令和 年 月分 から 令和 年 月分 まで)									
<p>一般財団法人高知県教職員互助会一般互助部運営規則第14条ただし書きの規定により、 育児休業期間中の掛金の免除（変更）を申出ます。</p> <p>一般財団法人高知県教職員互助会理事長 様</p> <p>令和 4 年 5 月 21 日</p> <p style="text-align: right;">住所 〒7800046 高知市〇〇町111-2</p> <p style="text-align: right;">請求者 氏名 福利 太郎 TEL 088 - 876 - ##32</p>										

上記のとおり申出がありましたので提出します。

令和 **4** 年 **5** 月 **21** 日

職名 **〇〇〇中学校長**

所属所長

氏名 **互助 花子**

一般互助部運営規則第14条ただし書き

ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定に基づき育児休業をしている一般互助部会員が互助会に申出（別記第2号様式）をしたときは、育児休業の初日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで(※)の期間に係る掛金を免除する。

※ 育児休業の終了する日が月途中の場合は、その月の掛金は免除になりません。

注意事項

- ・掛金免除の申出日は、育児休業の初日以降の日を記入してください。